

国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

国立市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成23年12月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「に係る個人情報の保護」を「の適正な運用管理」に改める。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、本人確認情報等が市の区域を越えて通知され、及び利用される住民基本台帳ネットワークシステムの運営について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び法に基づく命令（告示を含む。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるこ

とにより、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を厳正に確保し、もって、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を適正に行うことを目的とする。

第2条第2項中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第4条第1項中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

第6条中「統括する責任者」の次に「（以下「統括責任者」という。）」を加える。

第8条中「、個人情報保護条例第33条の規定に基づき当該委託に係る登録等を行うとともに」を削る。

第10条を次のように改める。

（不正行為に対する措置）

第10条 市長は、第7条の規定により策定した緊急時の対応に係る計画に定める不正行為が発生したときは、統括責任者に対し、速やかに、当該不正行為の状況を把握し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講ずる場合において、本人確認情報等に重大な脅威を及ぼすおそれがあると認めるときは、第5条に規定する会議の審議を経るものとする。

3 統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、地方公共団体情報システム機構（第12条において「機構」という。）に不正行為に係る対応の状況について報告するものとする。

第12条第1項中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第13条第3項及び第4項を削る。

第14条中「第10条第3項」を「第10条第1項」に、「措置を命じた」を「統括責任者に指示した」に改め、「対して」の次に「遅滞なく」を加える。

第15条中「審議会」を「国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）第15条第1項に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会」に改める。

第17条中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律、国立

市個人情報保護に関する法律施行条例」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。